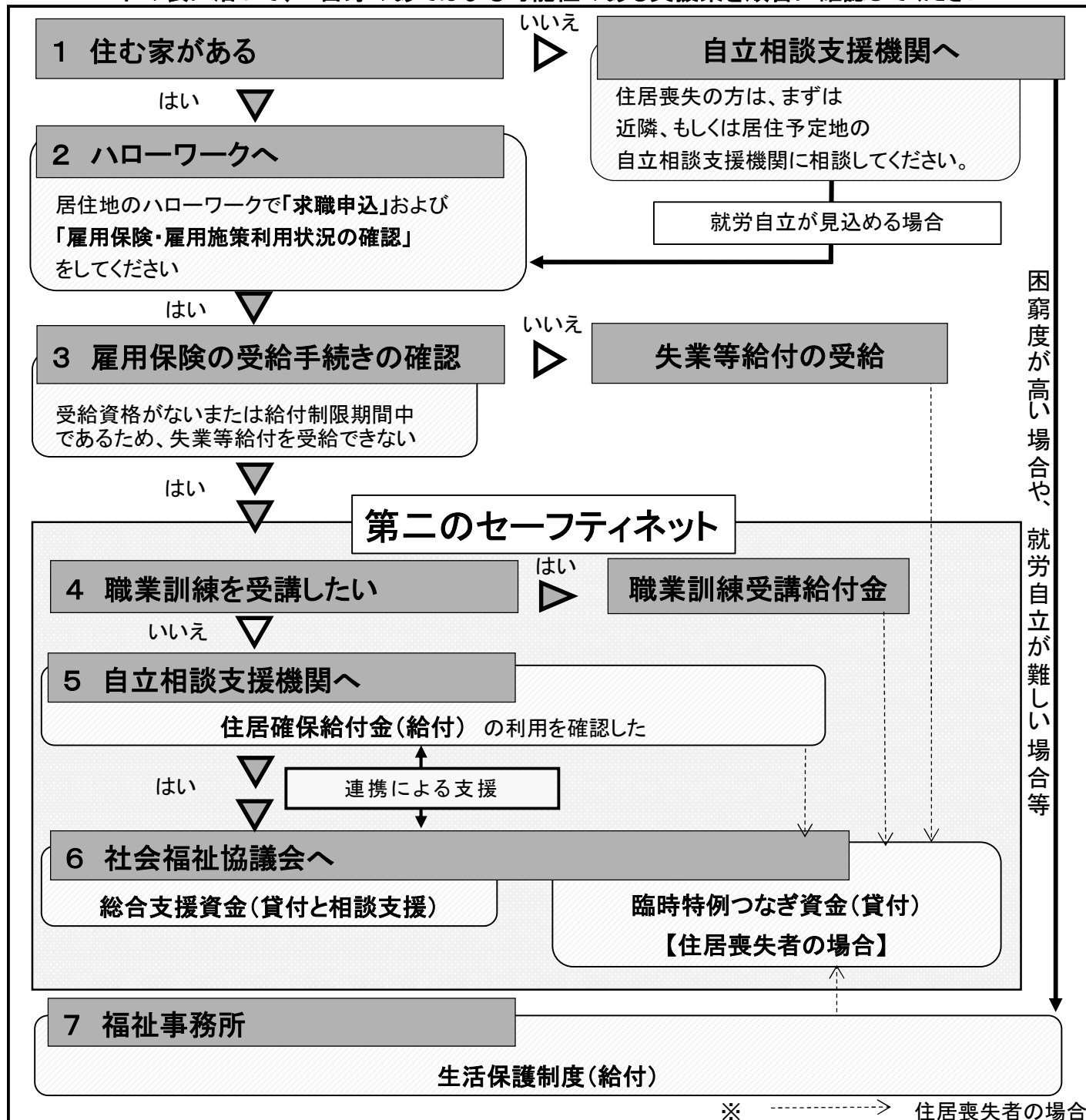


失業・住居喪失等の状況から生活再建を目指す方へ

- 離職によって住居を失ってお困りの方や、生活費にお困りの方には、総合支援資金以外にも公的な支援策があります。
- 総合支援資金は、就労意欲のある離職者に対する**第二のセーフティネット**として位置づけられ、これは、「雇用保険」と「生活保護制度」の間を支援する制度のことであり、各制度の利用に優先順位が設けられています。
- 総合支援資金については、雇用保険の失業給付等を現に受けることができず、職業訓練の受講を希望しない場合に住居確保給付金と合わせて利用を検討します。

下の表に沿って、ご自身のあてはまる可能性のある支援策を順番に確認してください



それぞれの支援策には対象の要件があり、要件に該当しない場合は利用することはできません。
 第二のセーフティネットの各制度の概要は裏面に掲載しています。各制度の詳細については、支援策ごとのパンフレット・リーフレットをご参照ください。

第二のセーフティネット 支援策の概要

※詳細は支援策ごとの窓口にお問い合わせください

(1) 職業訓練受講給付金(給付＋貸付による支援)

相談窓口	ハローワーク
内容	ハローワークの支援指示を受けて職業訓練を受講する場合で、一定の要件を満たす場合に支給される給付金【職業訓練受講手当】月額10万円【通所手当】通所経路に応じた所定の額(上限額あり)
関連制度	●求職者支援資金融資(貸付) 職業訓練受講給付金を受給してもその給付金だけでは訓練受講中の生活費が不足する場合に融資を受けることができる。 【貸付上限月額】 単身:5万円 同居配偶者等(*)がいる場合:10万円 (*)同居または生計を同じにする別居の配偶者、子、または父母が該当

(2) 住居確保給付金(給付による支援)

相談窓口	自立相談支援機関
内容	離職、自営業の廃止(以下、離職)又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者または住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う
対象者	● 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること、(中略)又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること ● 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ● 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が「基準額(*)」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること ● 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること ● 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと 他
支給額	生活困窮者が賃貸する住宅の一月当たりの家賃の額 ただし、世帯収入額が基準額(*)を超える場合は、別に定める計算式による金額
支給期間	3か月とする。ただし、一定の要件を満たす場合には、三月ごとに九月までの範囲内で支給期間を延長することができる。
注釈(*)	基準額:市町村民税が課税されていない者の収入額に1/12を乗じて得た額。

(3) 総合支援資金(貸付による支援)

相談窓口	社会福祉協議会		
内容	生活支援費 生活再建に向け就職活動を行う間の生活費	一時生活再建費 低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の費用、等	住宅入居費 敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な経費
貸付限度額	単身世帯:月額15万円以内の必要額 複身世帯:月額20万円以内の必要額 【貸付期間】原則6か月以内 (初回申請は3か月以内とし、状況により延長可)	60万円以内の必要額 ※生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象	40万円以内の必要額 ※住居確保給付金の申請者のみ対象

(4) 臨時特例つなぎ資金(貸付による支援)

相談窓口	社会福祉協議会(公的給付等を申請する際に各窓口にも相談してください。)
対象者	住居喪失の離職者
貸付要件	● 公的給付制度が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮していること ● 本人名義の金融機関の口座を有していること 他
貸付内容	10万円、無利子、連帯保証人不要
注意事項	● 住居の確保、公的給付制度に繋がるまでの生活、公的給付受給後の生活の見通しが立たない場合は対象外

各制度の詳細については、支援策ごとの窓口でお問い合わせください。
それぞれの支援策には対象者の要件があり、要件に該当しない場合は支援策を利用することはできません